

* 住所変更に伴う各種手続きの方法について *

| | (こういうことは) 事項 | (だれが) 該当者 | (どこへ) 申請・届出先 | (いつまでに) 手続きの期限 | (なにをもって) 提出書類等 | 各お問合せ先 | |
|-------------|---|---|--|---|--|--|--------------------------|
| 市役所関係 | 国民年金第1号被保険者 | 今回の更新は一括処理のため、届出は不要です。 | | | | 市民年金課 電話:0774-75-1210 | |
| | 公的個人認証 | | | | | | |
| | 在留カード(又は旧外国人登録証) | | 本人又は同一世帯の方 | 都合のよいときに手続きしてください。 | 在留カード(又は旧外国人登録証) | | |
| | 住民基本台帳カード(写真付き) | | 本人又は同一世帯の方 | 都合のよいときに手続きしてください。(写真なしの住基カードについては、手続き不要です。) | 住民基本台帳カード | | |
| | 国民健康保険被保険者証 | | | | | 国保医療課 電話:0774-75-1214 | |
| | 国民健康保険高齢受給者証 | | | | | | |
| | 後期高齢者医療被保険者証 | 新しい保険証・受給者証を自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。 | | | | | |
| | 福祉医療費受給者証「障」「母」「老」 | | | | | | |
| | 京都子育て支援医療費受給者証 | | | | | | |
| | 身体障害者手帳 | | 本人又は家族 | 社会福祉課 | 都合のよいときに手続きしてください。 | 手帳 | 社会福祉課 電話:0774-75-1211 |
| | 療育手帳 | | 本人又は家族 | 社会福祉課 | 都合のよいときに手続きしてください。 | 手帳 | 社会福祉課 電話:0774-75-1211 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | | 本人又は家族 | 社会福祉課 | 都合のよいときに手続きしてください。 | 手帳 | 社会福祉課 電話:0774-75-1211 |
| | 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者 | 今回の更新は一括処理のため、届出は不要です。 | | | | 子育て支援課 電話:0774-75-1212 | |
| 児童手当の受給者 | | | | | 子育て支援課 電話:0774-75-1212 | | |
| 介護保険被保険者証 | 新しい被保険者証を自宅へ郵送しますので、手続きは不要です。 | | | | 高齢介護課 電話:0774-75-1213 | | |
| 自動車・二輪自動車関係 | 自動車運転免許証 | 運転免許証をお持ちの方 | 木津警察署内交通安全協会又は、京都府警自動車運転免許試験場 | 手続きの期限は、特に定めていません。更新が迫っている方は、更新手続き時に併せて行うことができます。 | ①運転免許証 ②住所の表示変更証明書 ③本籍も変更の場合は本籍の変更証明書 | 木津警察署内交通安全協会 電話:0774-72-0110 京都府警自動車運転免許試験場 電話:075-631-5181 | |
| | 普通自動車および小型二輪自動車(排気量251cc以上)の検査証 | 自動車、オートバイを持っている方 ・普通車、大型車等 ・小型二輪自動車 | 近畿運輸局京都運輸支局 | できるだけ早く手続きをしてください。(但し、今回の検査時でも良い) | ①自動車の検査証 ②住所の表示変更証明書 ③所有者及び使用者の印鑑 ④手続きを委任される場合、所有者及び使用者の委任状 ⑤手数料、用紙代共に有料 | 近畿運輸局京都運輸支局 電話:050-5540-2061 | |
| | 二輪自動車の軽自動車(排気量126cc~250cc)の届出済証 | オートバイ(軽二輪)を持っている方 | 近畿運輸局京都運輸支局 | できるだけ早く手続きをしてください。 | ①軽自動車届出済証 ②住所の表示変更証明書 ③所有者及び使用者の印鑑 ④手続きを委任される場合、所有者及び使用者の委任状 ⑤自動車損害賠償責任保険証明書 ⑥手数料は無料、用紙代は有料 | 近畿運輸局京都運輸支局 電話:050-5540-2061 | |
| | 軽自動車の検査証 | 軽自動車を持っている方 ・軽四輪 ・軽三輪 | 軽自動車検査協会京都事務所 | できるだけ早く手続きをしてください。(但し、今回の検査時でも良い) | ①軽自動車の検査証 ②住所の表示変更証明書 ③所有者及び使用者の印鑑 ④手続きを委任される場合、所有者及び使用者の申請依頼書 ⑤手数料は無料、用紙代は有料 | 軽自動車検査協会京都事務所 電話:050-3816-1844 | |
| 法務局関係 | 不動産所有者の住所欄の変更 | 実施区域に住んでいる方で不動産を所有している方 | 所有する不動産を管轄する法務局 木津川市内の不動産は、京都地方法務局木津出張所 | 変更期限はありません。売買、抵当権設定等の時に変更していただいても結構です。 | ①変更登記申請書 ②住所の表示変更証明書 ③印鑑 | 京都地方法務局木津出張所 電話:0774-72-0265 | |
| | 法人・組合等の代表者の住所欄の変更 | 会社・法人などの代表者 | 本店の所在地を管轄する法務局 木津川市内に本店がある法人は、京都地方法務局法人登記部門 | 法定期間14日以内 | ①変更登記申請書 ②住所の表示変更証明書 ③実印 | 京都地方法務局法人登記部門 電話:075-231-0292 | |
| | 法人・組合等の本店・支店等の所在地の変更 | 会社・法人などの代表者 | 城山台に本店がある法人 京都地方法務局法人登記部門 城山台に支店がある法人 本店所在地を管轄する法務局と京都地方法務局法人登記部門 | 法定期間 本店14日以内 支店21日以内 | ①変更登記申請書 ②住所の表示変更証明書 ③実印 | 京都地方法務局法人登記部門 電話:075-231-0292 | |
| 年金事務所関係 | 国民年金及び厚生年金受給者 | 本人 | 京都南年金事務所 | できるだけ早く手続きをしてください。 | 住所変更届 (届出書は年金事務所へ請求してください。) | 京都南年金事務所 お客相談室 電話:075-644-1165 | |
| | 社会保険・厚生年金加入事業所 | 事業主 | 京都南年金事務所 | | ①法人謄本又は住所の表示変更証明書 ②社印又は届出印 | 京都南年金事務所 厚生年金適用調査課 電話:075-643-3542 | |
| | 厚生年金加入被保険者 | 本人(被保険者・加入者) | 勤務先を経由して所管する年金事務所へ | | 年金手帳又は基礎年金番号通知書 | 京都南年金事務所 厚生年金適用調査課 電話:075-643-3542 国民年金課 電話:075-643-2547 | |
| | 国民年金第3号被保険者 | 本人(被保険者) | 配偶者の勤務先を経由して所管する年金事務所・共済組合へ | | | | |
| 保健所関係 | 病院等医療施設関係の変更届 | 開設者 | 京都府山城南保健所 | 住所の表示変更後10日以内 | ①開設届出事項中一部変更届 ②印鑑(法人は登記印) | 京都府山城南保健所(企画調整室) 電話:0774-72-4301 | |
| | 介護保険事業所の変更届 | 事業所開設者 | 京都府山城南保健所 | 住所の表示変更後10日以内 | ①変更届出書 ②運営規程 | 京都府山城南保健所(保健室) 電話:0774-72-0981 | |
| | 医療(治療)受給者証 [小児慢性特定疾病・特定医療費(指定難病)・肝炎] | 申請者 | 京都府山城南保健所 | できるだけ早く手続きをしてください。 | ①受給者証 ②印鑑 ③新しい住所がわかるもの(運転免許証など) | 京都府山城南保健所(保健室) 電話:0774-72-0981 | |
| その他 | 各種共済組合の年金受給者 | 本人 | 受給先の共済組合 | できるだけ早く手続きをしてください。 | 住所変更届 (届出書は各共済組合に請求してください。) | 各共済組合 | |
| | 各種共済組合加入者 | 本人(被保険者・加入者) | 各共済組合 | | 年金手帳又は基礎年金番号通知書 | | |
| | 任意継続健康保険被保険者 | 本人(被保険者) | 全国健康保険協会京都支部 | | 住所変更届 (届出書は全国健康保険協会京都支部に請求してください。) | 全国健康保険協会京都支部 電話:075-256-8631 | |
| | 各種預貯金、保険等 | 加入者 | 銀行、保険会社等 | | 銀行、保険会社等へお問合わせください。 | ①住所の表示変更証明書 ②証書等 ③印鑑 など | |
| | その他の免許証、許可証、登録証、認可証等 | 免許証、許可証、登録証等をお持ちの方 | | | 交付を受けた窓口へお問合わせください。 | ①住所の表示変更証明書 ②印鑑 など | |

お問合せ先

木津川市役所 建設部 都市計画課

住所: 京都府木津川市木津南垣外110番地9 TEL: 0774-75-1222(直通)